

排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令案参照条文

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

二（略）

3～8（略）

（排水基準）

第三条 排水基準は、排水水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、総理府令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3～5（略）

（排水水の排出の制限）

第十二条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

2・3（略）

（経過措置）

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

（カドミウム等の物質）

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 三 （略）

四 鉛及びその化合物

五 二十二 （略）

二十三 セレン及びその化合物

排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）（抄）

（排水基準）

第一条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百二十八号。以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条関係）

有害物質の種類	許容限度
（中略） 鉛及びその化合物 （中略） セレン及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム
備考 （略）	